

国際室の企画による「海外法曹だより」の連載は24回を数えました。取り上げてきたのは、アメリカ、ドイツ、韓国、中国、ベトナム、モンゴル、ロシア、アラブ首長国連邦、イギリス、ベルギー、フランス、オーストラリア等の諸外国の法曹事情、国際法曹協会（IBA）、欧州弁護士会評議会（CCBE）、国際刑事弁護士会（ICB）、国際刑事弁護人協会、ローエシア等の各種国際法曹団体の事情、さらには国連で働く法律家や国連でのインターン等の話題でした。このたび、2年間の節目を迎えたのを機に、今月号より新企画としてタイトルを「海外レポート」と改めさせていただきます。今後は、外国法曹団体や国際法曹団体から日弁連に届く雑誌やニュースから、時宜を得た海外の司法制度に関するトピックを拾い上げ、簡単な説明を補いながらコンパクトにまとめてご紹介いたします。また、これまで取り上げていない海外の興味深い法曹事情についての情報があれば、これまでどおりの形式でご紹介いたします。このコーナーで取り上げるテーマ、分野、外国／国際法曹団体について、ご意見ご要望をお聞かせ下さい。参考にさせていただきます。感想もお待ちしております。

（国際室長 大谷美紀子）

裁判官か陪審員か —陪審員裁判と有罪率

国際室嘱託・第二東京弁護士会会員

山本 晋平 ● Yamamoto, Shimpei

アメリカ法曹協会（ABA）は、アメリカ合衆国の法曹誰もが入会資格を有し、全米レベルで最有力の任意法律家団体である。ABAが毎月発行する「ABAジャーナル」7月号で「陪審員裁判と有罪率」に関する興味深い記事⁽¹⁾があったのでご紹介させていただきたい。記事の要旨は以下のとおり。

* * * * *

アメリカの弁護士間では、「陪審員の方が裁判官よりも被告人に同情的だ」という通念がある。陪審員裁判の方が、無罪判決にも至りやすいと考えられてきた⁽²⁾。

ところが、イリノイ大学ロースクール（University of Illinois College of Law）のアンドリュー・ライポルト教授による連邦裁判所での刑事事件に関する最近の研究結果は、これと逆の結果を示す。統計上、従来、連邦裁判所で、事実審理を行った刑事事件（否認事件）⁽³⁾について、有罪率は1946年以降、裁判官と陪審員でほとんど違いがなかった（73%対75%）。ところが、1989年～2002年には陪審裁判で有罪率が上がったのに対して（84%）、裁判官裁判では下がっ

たのである（55%）。2006年は、それぞれ89%対64%となって差は縮まったが、依然として陪審裁判の有罪率が高い。もっとも、連邦刑事事件の3分の2以上を占める（薬物犯罪や売春など）公共の秩序に関する犯罪を除くと、1989年から2002年にかけて裁判官裁判の有罪率は51%から60%に上昇したという。

ワシントンD.C.のバリー・ボス弁護士（ABAの「刑事司法セクション」の「量刑委員会」で共同議長を務める）は、「個人的経験に合致しない」として、この統計結果に驚きと興味を隠さない。陪審員の方が裁判官よりも、被告人への配慮があり、あるいは、権威や制度一般、警察官への懐疑心がある（ゆえに、有罪率も陪審裁判で低くなる傾向にあるはず）、というのが常識だという。

アメリカ弁護士の直観に反するこうした統計結果が出た原因として、ライポルト教授は、連邦法上の「量刑ガイドライン」導入が考えられるとする。同ガイドラインは、州裁判所での刑事事件には適用されず、連邦裁判所だけで適用されるが、この「ガイドラインの導入時期」と「裁判官裁判の有罪率の減少」の間に明らかな統計学上の相関関係が認められるという。

1984年「量刑改革法」を受けて1987年以降、裁判官の量刑裁量は制限された（なお、陪審員は評決にあたり、同ガイドラインを知らされない）。しかし、一般

に連邦判事の間で、同ガイドラインの量刑は厳しすぎると認識されてきた。1996年の調査では、質問に回答した連邦判事の実に80%が、限定された裁判官の量刑裁量に不満を示した。元連邦判事のフランク・ブロック弁護士も、このことが有罪率の低下に影響している可能性を否定しない。

ただし、この研究自体の限界は、被告人の年齢、人種、性別、前科、学歴、弁護人が私選か公設か、どの裁判所での事件か、などのデータが入手できず、その点の分析がされていない点だ。

また、2005年の連邦最高裁判決⁽⁴⁾は、被告人が自白しておらず、陪審による事実認定の機会を経てもいない事情が義務的に量刑の加重事由となる点で、同ガイドラインを違憲とした（その上で、ガイドラインの法的拘束力を規定した条項のみを無効とすることが立法者意思に沿うとした）。今後、どのような影響が生じるか注目される。

さらに、ブロック元連邦判事が「24年間で1～2件しか公判（事実審理）を担当しなかった」と言うように、事件の多くは、司法取引など事実審理抜きで処理され、全連邦刑事事件の有罪率は90%である。ワシントンDCの連邦裁判所広報担当官は、同ガイドラインの脅威によって被告人が司法取引に応じる結果、むしろ同ガイドラインが全体として有罪率を高めてきたとの見方を示す。

いずれにせよ、ライポルト教授の調査結果だけに基づいて、陪審裁判を選ぶか裁判官裁判を選ぶかを決定すべきでないし、実際、刑事弁護人たちがそのような（単純な）行動をとることもないだろうとして、記事は締めくくられている。

* * * * *

ABAの記事によればライポルト教授の研究は、アメリカの各州の状況は扱っていない。また、事実認定（有罪率）に焦点を絞っていて、裁判官の量刑裁量が大きい各州での量刑の軽重の問題も扱わない。もちろん、同記事自体、連邦裁判官裁判の有罪率に、量刑ガイドライン以外の要素が影響した可能性を排除していない。

さて、日本では、裁判員制度施行を控え、実務にどういった影響が生じるか関心が強まっているが、

アメリカのような量刑ガイドラインがない以上、弁護人の量刑活動が結論に影響する余地は元々大きいと言える。有罪率について上記の研究結果と同列に考えられないことは当然である。

しかしながら、興味深いのは、裁判官だけが知る法制度上のあるいは他の一般的事情が、想定されなかった形で結論に影響を及ぼすこともあり得る、という視点である。例えば、日本では、一定の事情が想定外の形で、裁判官裁判の有罪率を低める方向だけでなく、高める方向で働くかもしれない。そういった意識をもって今後を注視することも大事に思われる。何より、裁判官だけの裁判と裁判員裁判が比較できる、という状況自体が、実務を見直す様々な契機となることが期待される⁽⁵⁾。

(1) "Judge v. Jury," p.47, *ABA Journal*, June 2007

(2) なお、1960年代の研究であるが、実際に、アメリカにおいて、陪審員の方がより無罪を出す傾向があることを示す研究がある。Harry Kalven, Jr. and Hans Zeisel, "The American Jury" (1971)。また、例えば、カリフォルニア州の1992年～1994年の統計によれば、裁判官裁判の無罪率が15.3%であるのに対して、陪審員裁判では15.6～18.2%となっている（Satoru Shinomiya [四宮啓] 'Adversarial Procedure without a Jury: Is Japan's system Adversarial, Inquisitorial, or Something Else?' in Malcolm M. Feeley and Setsuo Miyazawa (eds), *The Japanese Adversary System in Context: Controversies and Comparisons* (2002) の122頁の表から引用させていただいた）。記事に紹介されているライポルト教授の研究は、連邦レベルの刑事事件に関するものであり、各州レベルの刑事事件に関するものではないので、留意する必要がある。

(3) アメリカでは公判開始前に「アレイメント」という手続があり、ここで無罪の答弁をしない限り、事実審理のための公判手続は行われず、量刑手続に進む。日弁連刑事弁護センター（編）「アメリカの刑事弁護制度」（現代人文社 1998）など参照

(4) *U.S. v. Booker*, 543 U.S. 200 (2005)

(5) 本稿については、四宮啓弁護士に資料の提供をいただくと共に貴重なご意見をいただいた。